		日	号外	ページ
三四三	厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件	二二	206	三一
三四四	厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等の一部を改正する件	二二	206	三一
三四五	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件	二二	206	三一
三四六	厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件	二二	206	三一
三四七	児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	二二	206	三一
三四八	障害児に係る厚生労働大臣が定める区分の一部を改正する件	二二	206	三一
三四九	障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法の一部を改正する件	二二	206	三一
三五〇	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域の一部を改正する件	二二	206	三一
三五一	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食の一部を改正する件	二二	206	三二
三五二	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件	二二	206	三二
三五三	障害者自立支援法施行令第十七条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件	二二	206	三二
三五四	障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額	二二	206	三三
三五五	薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件	二六		六
三五六	厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件	二六		六
三五七	労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件	二七	208	一
三五八	雇用保険法第二十五条第一項の規定に基づき広域延長給付の措置を決定する件	二八		三
三五九	雇用保険法第二十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を定める件	二八		三
三六〇	労働安全衛生法第七十五条の十の規定により指定試験機関に試験事務の一部を休止する許可をした件	二八		三
三六一	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件の一部を改正する件	二八		三
三六二	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件の一部を改正する件	二八		三
三六三	平成二十四年度産あへんの収納価格を定める件	三〇		四
三六四	平成二十四年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件	三〇		五
三六五	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件の一部を改正する件	三〇	211	五七
三六六	労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件	三〇	211	五七
三六七	健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件	三〇	211	六七
三六八 三六九	薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件	三〇	211	六七
三七〇	薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件	三〇	211	六七
三七一	薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件	三〇	211	七〇
三七二	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十七条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二十九条及び附則第四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局等を定める件	三〇	211	七〇
三七三	児童福祉法施行規則第一条の二十三の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金	三〇	211	七一
三七四	児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金	三〇	211	七一